

保険医療

退職者医療制度を

ご存じですか？

長い間会社や役所などに勤め、厚生年金や共済組合などから年金を受けられる方と、その被扶養者で、国民健康保険の資格のある方が、老人保健制度の適用（75歳以上）を受けられるまでの制度です。

対象となる方

退職被保険者（本人）

- (1) 国民健康保険に加入している方、又は、これから加入する方
- (2) 老人保健制度の適用を受けていない方
- (3) 厚生年金や各種共済組合などの年金（ただし、国民年金を除く）を受けられ、その加入期間が20年以上、もしくは40歳以降10年以上ある方

被扶養者となる方

退職被保険者と生活をともにし、主に退職被保険者の収入によって生計を維持し、次の条件にあてはまる方

- (1) 退職被保険者の直系尊属、配偶者と三親等内の親族又は配偶者の父母と子

- (2) 国民健康保険の加入者で、老人保健の適用を受けていない方
- (3) 年間の収入が130万円未満の方

届出が必要です

年金証書が届いた日の翌日から14日以内に、年金証書・国保の保険証・印鑑を持参して、役場町民課保険医療係に届け出て「国民健康保険退職被保険者証」の交付を受けてください。

問い合わせ

役場町民課保険医療係

☎985-4107

出産育児一時金の支給及び受領委任払制度について

松前町国民健康保険にご加入の方で出産された方は、出産育児一時金が支給されます。必要物をご準備のうえ、役場町民課保険医療係まで申請してください。

対象者

松前町の国民健康保険にご加入の方で出産された方

※ 出産された方ご本人が、1年以上会社などに勤めら

れ社会保険にご加入されていた方で、退職後半年以内の場合は社会保険から同様のものが支給される場合があります。

必要物

松前町国民健康保険被保険者証・印鑑・母子手帳（病院による出産の状態の記載、役場町民課住民係での出生届済証明が記載されたもの）

手続き

役場町民課保険医療係にある「国民健康保険出産育児一時金支給申請書」で申請してください。

支給金額

平成18年10月1日以降に出生された方………35万円

受領委任払制度

受領委任払制度は、松前町と病院が協定を結ぶことにより、役場から直接病院に出生費用を支払うもので、出産されたご本人が一旦出生費用を病院へ支払う必要がなくなり、対象者、手続きなどは次のとおりです。

対象者

松前町の国民健康保険にご加入の方で、出産された方のうち国民健康保険税に納められない方

必要物

出産育児一時金の申請と同じ

手続き

役場町民課保険医療係にある申請書に必要事項を記載のうえ、役場へ申請してください。（病院の証明が必要）

対象金額

平成18年10月1日以降に出生された方………35万円

問い合わせ

役場町民課保険医療係

☎985-4107

福祉

重度心身障害者タクシー利用助成事業のお知らせ

松前町では、毎年次の方を対象に、タクシー初乗り料金の助成事業を行っています。

※ 例年は3月末に対象の方へお知らせしていたのですが、来年の3月から案内文書の送付はしませんので、ご了承ください。

対象者

- 身体障害者手帳（1級～3級）をお持ちの方
- 療育手帳（A・B）をお持ちの方

○ 精神保健福祉手帳（1級・2級）をお持ちの方

※ いずれも、町外の施設に入所されている方は対象となりません。

期間

毎年度
4月1日～3月31日

交付手続き

毎年度4月1日以降いつでも手続き可能です。

○ 各障害者手帳

○ 印鑑

※ 必ずご持参ください。

利用可能タクシー

（平成18年10月現在）

松前交通タクシー、岡田タクシー、伊予交通、城南タクシー、東洋タクシー、松一タクシー、介護タクシーのうえ

【注意事項】

- ・ 有効期限を過ぎた助成券は使用できません。
- ・ 助成券を他人に譲渡したりするなど不正に使用しないでください。
- ・ 助成券は再発行しませんので、紛失や破損などにご注意ください。

問い合わせ

役場福祉課生活・障害福祉係

☎985-4112